

## 処 分 基 準

令和 3 年 3 月 25 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 6 条 第 1 項 及 び 第 2 項
処 分 の 概 要 : 古物営業の許可の取消し
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第 4 条 (許可の基準)
処 分 基 準 : 古物営業法第 6 条 第 1 項 各 号 又 は 第 2 項 に 該 当 す る 場 合 、 以 下 の よ う に 帰 責 事 由 が 無 い 場 合 又 は 悪 性 が ご く 軽 微 な 場 合 で あ っ て 、 速 や か に 是 正 、 回 復 等 す る こ と が で き 、 現 に 是 正 、 回 復 等 し よ う と し て い る と き 等 を 除 き 、 許 可 を 取 り 消 す こ と と す る 。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第 4 条 第 1 号 から 第 8 号 までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :